第四十四条の二第三項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条、第四十八条、第四十九条第二項及び第五十条第二項中「同規則第６改訂版」を「同規則第６改訂版補足第２改訂版」に改める。

第五十一条第一項中「、7. の規定中「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2. 29. 又は協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版の規則2. 29. に限る。）」とあるのは「協定規則第48号の技術的な要件（同規則第６改訂版の規則2. 29. に限る。）」と」を削り、同条第二項中「同規則第６改訂版」を「同規則第６改訂版補足第２改訂版」に改める。

第五十二条第三項、第五十三条第二項、第五十四条、第五十五条の二第二項、第五十六条第二項、第五十七条第二項、第五十八条第二項、第五十九条第三項、第六十条第二項、第六十一条の二第二項及び第六十一条の三第二項中「同規則第６改訂版」を「同規則第６改訂版補足第２改訂版」に改める。

第百二十二条の二第四項第九号中「第１項」を「第２項」に改める。

第百二十三条第三項第十二号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に、「専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5ｔ以下のものの照明部の下縁」を「車幅灯のH面」に改める。

第百二十四条第一項第三号中「上方５°の平面」を「上方15°の平面（前部上側端灯のH面の高さが地上2,100㎜を超えるように取り付けられている場合にあっては、上方５°の平面）」に、「20°」を「15°」に改める。

第百二十五条第三項第三号中「反射部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第百二十六条第三項第十三号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改め、同条第七項第二号中「反射部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第百二十八条第三項第十号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改め、「「下方５°」とし」の下に、「、「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とし」を加え、同項第十一号イからへまで以外の部分中「上縁」を「尾灯のH面」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改め、同号イ中「2.5m」を「2,500㎜」に改め、同号ロ中「1.5m」を「1,500㎜」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改める。

第百三十条第三項第九号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第百三十一条第一項第三号中「上方５°の平面」を「上方15°の平面（後部上側端灯のH面の高さが地上2,100㎜を超えるように取り付けられている場合にあっては、上方５°の平面）」に、「20°」を「15°」に改める。

第百三十二条第三項第四号中「反射部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改め、同項第五号中「反射部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第百三十四条第三項第八号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に、「「下方５°」とする。」を「「下方５°」とし、「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とする。」に改め、同項第九号イからへまで以外の部分中「上縁」を「制動灯のH面」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改め、同号ロ中「1.5m」を「1,500㎜」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改める。

第百三十七条第四項第十五号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改め、「専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5ｔ以下のものの前面に備える」を削り、「照明部の下縁」を「H面」に改め、同項第十六号イ及びロ以外の部分中「上縁」を「方向指示器のH面」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改め、同号イ中「1.5m」を「1,500㎜」に、「2.3m」を「2,300㎜」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改める。

第百三十八条第四項第九号中「第１項」を「第２項」に改める。

第百三十九条第三項第十一号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に、「専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5ｔ以下のものの照明部の下縁」を「車幅灯のH面」に改める。

第百四十一条第三項中「上方５°の平面」を「上方15°の平面（前部上側端灯のH面の高さが地上2,100㎜を超えるように取り付けられている場合にあっては、上方５°の平面）」に、「20°」を「15°」に改める。

第百四十二条第三項第三号中「反射部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第百四十三条第三項第十二号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第百四十八条第三項第十号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に、「「下方５°」とし」の下に、「、「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とし」を加え、同項第十一号イからへまで以外の部分中「上縁」を「尾灯のH面」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改め、同号イ中「2.5m」を「2,500㎜」に改め、同号ロ中「1.5m」を「1,500㎜」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改める。

第百五十条第三項第九号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第百五十一条第一項第三号中「上方５°の平面」を「上方15°の平面（後部上側端灯のH面の高さが地上2,100㎜を超えるように取り付けられている場合にあっては、上方５°の平面）」に、「20°」を「15°」に改める。

第百五十二条第三項第三号中「反射部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第百五十四条第三項第十二号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第百五十八条第三項第十号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に、「「下方５°」とし」の下に、「、「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とし」を加え、同項第十一号イからへまで以外の部分中「上縁」を「尾灯のH面」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改め、同号イ中「2.5m」を「2,500㎜」に改め、同号ロ中「1.5m」を「1,500㎜」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改める。

第百五十九条第三項第九号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第百六十条第三項第四号中「反射部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改め、同項第五号中「反射部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第百六十二条第三項第八号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に、「「下方５°」とする。」を「「下方５°」とし、「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とする。」に改め、同項第九号イからへまで以外の部分中「上縁」を「制動灯のH面」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改め、同号ロ中「1.5m」を「1,500㎜」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改める。

第百六十五条第四項第十五号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改め、「専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5ｔ以下のものの前面に備える」を削り、「照明部の下縁」を「H面」に改め、同項第十六号イ及びロ以外の部分中「上縁」を「方向指示器のH面」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改め、同号イ中「1.5m」を「1,500㎜」に、「2.3m」を「2,300㎜」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改める。

第百六十六条第三項第九号中「第１項」を「第２項」に改める。

第百六十七条第三項第十一号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に、「専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5ｔ以下のものの照明部の下縁」を「車幅灯のH面」に改める。

第百七十一条第一項第三号中「上方５°の平面」を「上方15°の平面（前部上側端灯のH面の高さが地上2,100㎜を超えるように取り付けられている場合にあっては、上方５°の平面）」に、「20°」を「15°」に改める。

第百七十二条第三項第三号中「反射部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第百七十四条第三項第十二号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改め、同条第七項第二号中「反射部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第百七十五条第三項第十号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に、「「下方５°」とし」の下に、「、「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とし」を加え、同項第十一号イからへまで以外の部分中「上縁」を「尾灯のH面」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改め、同号イ中「2.5m」を「2,500㎜」に改め、同号ロ中「1.5m」を「1,500㎜」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改める。

第百七十六条第三項第九号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第百七十七条第三項第十一号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に、「専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5ｔ以下のものの照明部の下縁」を「車幅灯のH面」に改める。

第百七十八条第三項第三号中「反射部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第百七十九条第三項第十二号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改め、同条第七項第二号中「反射部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第百八十条第三項第十号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に、「「下方５°」とし」の下に、「、「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とし」を加え、同項第十一号イからへまで以外の部分中「上縁」を「尾灯のH面」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改め、同号イ中「2.5m」を「2,500㎜」に改め、同号ロ中「1.5m」を「1,500㎜」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改める。

第百八十一条第三項第九号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第百八十二条第三項第十一号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に、「専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5ｔ以下のものの照明部の下縁」を「車幅灯のH面」に改める。

第百八十三条第三項第三号中「反射部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第百八十四条第三項第十二号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改め、同条第七項第二号中「反射部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第百八十五条第三項第十号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に、「「下方５°」とし」の下に、「、「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とし」を加え、同項第十一号イからへまで以外の部分中「上縁」を「尾灯のH面」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改め、同号イ中「2.5m」を「2,500㎜」に改め、同号ロ中「1.5m」を「1,500㎜」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改める。

第百八十六条第三項第九号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第百八十七条第三項第十一号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に、「専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5ｔ以下のものの照明部の下縁」を「車幅灯のH面」に改める。

第百八十八条第三項第三号中「反射部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第百八十九条第三項第十二号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第百九十条第三項第三号中「反射部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第百九十一条第三項第十号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に、「「下方５°」とし」の下に、「、「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とし」を加え、同項第十一号イからへまで以外の部分中「上縁」を「尾灯のH面」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改め、同号イ中「2.5m」を「2,500㎜」に改め、同号ロ中「1.5m」を「1,500㎜」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改める。

第百九十二条第三項第九号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第百九十三条第三項第十一号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に、「専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5ｔ以下のものの照明部の下縁」を「車幅灯のH面」に改める。

第百九十四条第三項第三号中「反射部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第百九十五条第三項第十二号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第百九十九条第三項第十号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に、「「下方５°」とし」の下に、「、「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とし」を加え、同項第十一号イからへまで以外の部分中「上縁」を「尾灯のH面」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改め、同号イ中「2.5m」を「2,500㎜」に改め、同号ロ中「1.5m」を「1,500㎜」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改める。

第二百条第三項第九号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第二百一条第三項第十一号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に、「専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5ｔ以下のものの照明部の下縁」を「車幅灯のH面」に改める。

第二百二条第三項第三号中「反射部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第二百三条第三項第十二号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第二百四条第三項第十二号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改め、同条第七項第二号中「反射部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第二百八条第三項第十号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に、「「下方５°」とし」の下に、「、「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とし」を加え、同項第十一号イからへまで以外の部分中「上縁」を「尾灯のH面」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改め、同号イ中「2.5m」を「2,500㎜」に改め、同号ロ中「1.5m」を「1,500㎜」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改める。

第二百九条第三項第九号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第二百十条第三項第十一号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に、「専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5ｔ以下のものの照明部の下縁」を「車幅灯のH面」に改める。

第二百十一条第三項第三号中「反射部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第二百十二条第三項第十二号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第二百十六条第三項第十号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に、「「下方５°」とし」の下に、「、「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とし」を加え、同項第十一号イからへまで以外の部分中「上縁」を「尾灯のH面」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改め、同号イ中「2.5m」を「2,500㎜」に改め、同号ロ中「1.5m」を「1,500㎜」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改める。

第二百十七条第三項第九号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第二百十八条第三項第十一号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に、「専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5ｔ以下のものの照明部の下縁」を「車幅灯のH面」に改める。

第二百十九条第三項第三号中「反射部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第二百二十条第三項第十二号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第二百二十四条第三項第十号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に、「「下方５°」とし」の下に、「、「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とし」を加え、同項第十一号イからへまで以外の部分中「上縁」を「尾灯のH面」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改め、同号イ中「2.5m」を「2,500㎜」に改め、同号ロ中「1.5m」を「1,500㎜」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改める。

第二百二十五条第三項第九号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第二百二十六条第三項第十一号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に、「専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5ｔ以下のものの照明部の下縁」を「車幅灯のH面」に改める。

第二百二十七条第三項第三号中「反射部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第二百二十八条第三項第十二号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第二百三十二条第三項第十号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に、「「下方５°」とし」の下に、「、「内側方向45°」とあるのは「内側方向20°」とし」を加え、同項第十一号イからへまで以外の部分中「上縁」を「尾灯のH面」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改め、同号イ中「2.5m」を「2,500㎜」に改め、同号ロ中「1.5m」を「1,500㎜」に、「2.1m」を「2,100㎜」に改める。

第二百三十三条第三項第九号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に改める。

第二百三十四条第三項第十一号中「照明部の上縁」を「H面」に、「0.75m」を「750㎜」に、「専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5ｔ以下のものの照明部の下縁」を「車幅灯のH面」に改める。

別添五十二2・34・の次に次を加える。

2. 35.　「H面」とは、灯火器の基準中心を含む水平面をいう。

別添五十二4・1・7・2・中「その作動状態及び不作動状態を手動により行うことができ、かつ、自動制御を手動により解除できなければならない。」を「手動により作動できなければならないこととし、かつ、簡単かつ即時に手動により停止及び自動制御の解除ができなければならない。」に改め、同別添4・1・9・3・1・2・に次のただし書を加える。

ただし、次の(a)及び(b)に掲げるものの検出に当たっては、対向する自動車及び先行する自動車のすれ違い用前照灯、車幅灯及び尾灯を点灯させた状態で行うものとする。

別添五十二4・2・5・中「すれ違い用前照灯の光度は、上記の範囲内であって配光特性試験において測定を行う範囲以外の範囲において、１cd以上でなければならない。」を削り、同別添4・3・2・中「同規則第４改訂版補足第４改訂版」を「同規則第４改訂版補足第５改訂版」に改め、同別添4・3・5・中「前部霧灯の光度は、上記の範囲内であって配光特性試験において測定を行う範囲以外の範囲において、１cd以上でなければならない。」を削り、同別添4・3・9・中「同規則第４改訂版補足第４改訂版」を「同規則第４改訂版補足第５改訂版」に改め、同別添4・4・2・中「同規則改訂版補足第２改訂版」を「同規則改訂版補足第３改訂版」に改め、同別添4・6・6・1・α中「照明部の上縁」を「H面」に、「下方５°まで」を「下方５°」に、「上縁」を「H面」に、「上方５°まで」を「上方５°」に改め、同別添4・6・6・1・β中「専ら乗用の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5ｔ以下のものに備える」を削り、「そ